



## 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を国に求める 意見書の採択を求める請願

### < 請願の趣旨 >

戦前、多くの国民が、天皇制政治のもとで主権在民を主張し、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され犠牲をこうむりました。治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間に、検挙された人68,274人（内起訴者6,550人※司法省調べ）、検束・勾留された人は数十万人と推測されます。警察署で虐殺された人は93人、刑務所・拘置所での虐待・暴行・発病などによる獄死者は約300名（2015年4月現在※治安維持法同盟調べ）にのぼっています。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償もしていません。世界では、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリスなど主要な国々で、戦前戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が進んでいます。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部は、治安維持法制定から100年にあたる昨年9月、『言葉残さぬ人びとを追って—治安維持法と滋賀県』を発行しました。この本では滋賀県ゆかりの約140人を取り上げています。これらの『言葉残さぬ人びと』に光をあて、名誉回復をはかるとともに、未来に「戦争と弾圧」の記憶を語り継いでいくことが大切だと私たちは考えます。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟では、言論の自由など、人としての権利を大事にしてほしいと50年にわたり、国に対して、下記の3項目を含む「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求めてきました。

1. 国は、治安維持法が人道に反する法律であったことを認めること
2. 国は、治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を行うこと
3. 国は、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること

上記の趣旨で、地方議会に対しても、国に意見書を出していただくよう要請を続け、今日までに全国で400を超える地方議会で採択され、意見書が提出されています。

< 請願内容 >

つきましては、貴議会におかれましても、私たちの要請にご理解をいただき、政府および関係機関に、地方自治法第99条の規定に基づき、趣旨説明中の3項目の内容での「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を求める意見書を提出して下さるよう請願します。